

京都府立大学学生団体規程

(平成20年京都府立大学規程第44号)

(趣旨)

第1条 京都府立大学(以下「本学」という。)の学生が本学の内外において活動を行うために結成する団体(以下「学生団体」という。)については、この規程の定めるところによる。

(構成員)

第2条 学生団体は、原則として、本学の学生をもって構成するものとする。

(顧問又は部長の設置)

第3条 学生団体には、専任教員のうちから1名以上の顧問又は部長を置かなければならない。

2 顧問又は部長は、学生団体の活動における助言及び相談に当たるものとする。

(承認)

第4条 学生が団体を結成しようとするときは、学生団体結成承認願(別記第1号様式)を学生部に提出し、学生部長の承認を受けなければならない。

2 学生団体の名称、顧問、部長、役員等を変更しようとするときは、変更願(別記第2号様式)により、前項の手続きを取らなければならない。

(承認願)

第5条 学生団体は、毎年5月末日までに、前条第1項に規定する承認願を提出しなければならない。

2 前項の承認願を提出しない学生団体は、解散したものとみなす。

(学外の集会又は団体への参加)

第6条 学生が団体として学外の集会又は団体に参加しようとするときは、責任者は、参加者名簿を学生部に提出し、学生部長の承認を受けなければならない。

(取消)

第7条 学生団体において本学の教育方針にそむく行為があったときは、その承認を取り消すことがある。

(解散届)

第8条 学生団体が解散したときは、学生部に届け出なければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別記
第1号様式

学生団体結成承認願（新規・継続）

1 名称、目的等	団体名 目的 連絡先					
2 役員	役名	学部、学科名	回生	氏名	備考	
3 規約	別添のとおり					
4 顧問	所属	職名	氏名	印		
5 構成員	学部	学部	学部	学部	その他	計
	名	名	名	名	名	名
6 予算	総額 円（内訳：別添予算書のとおり）					
7 行事（事業） （会誌、機関紙、 雑誌発行その他の 行事について 記入）						
8 種別	文化会	体育会	同好会	その他		
9 その他	入会金	円				
	会費	円	（月、年の別）			
	その他	円				

上記のとおり、別紙の構成員により学生団体を結成したいので、ご承認いただきますようお願いいたします。

年 月 日

京都府立大学学生部長 あて

（学部） （学科） （回生）
責任者 氏 名 印

第2号様式

学生団体変更承認願

1 名称、目的等	団体名 目的 連絡先					
2 役員	役名	学部、学科名	回生	氏名	備考	
3 規約	別添のとおり					
4 顧問	所属	職名	氏名	印		
5 構成員	学部	学部	学部	学部	その他	計
	名	名	名	名	名	名
6 予算	総額 円 (内訳：別添予算書のとおり)					
7 行事(事業) (会誌、機関紙、 雑誌発行その他の 行事について 記入)						
8 種別	文化会	体育会	同好会	その他		
9 その他	入会金	円				
	会費	円	(月、年の別)			
	その他	円				

上記のとおり、学生団体を変更したいので承認下さるようお願いいたします。

年 月 日

京都府立大学学生部長 あて

(学部) (学科) (回生)
責任者 氏 名 印

注 変更する事項の左空欄に 印を付すこと。